

# 中学生の学習支援ひろがる

～5年目の課題と展望～

山科青少年活動センター ユースワーカー 上原 裕介



こうした動きのなかで取り組まれてきた中3学習支援事業も、これまでの成果を踏まえた新たな展開が、



京都府保健福祉局から京都市ユースサービス協会に委託され、青少年活動センターや地域の会館・公共施設等を拠点に中学3年生の学習支援事業（以下、「中3学習支援事業」）が始まって、5年目に入りました。この事業は、国の子どもへの貧困対策の枠組みで進められてきました。全国の先進的な取り組みの蓄積や、啓発運動の成果もあり、2013年6月19日の国会で、子どもへの貧困対策推進法が全会一致で可決・成立しました。これにより国の動きもさらに加速し、2014年4月4日には、内閣総理大臣を議長として、関係閣僚による「子どもの貧困対策会議」が発足しました。また、有識者で構成する「子どもの貧困対策に関する検討会」が内閣府に設置され、今後の基本方針となる「大綱」に向けて意見書がまとめられました。京都市ユースサービス協会が企画委員を務める幸重忠孝氏（幸重社会福祉士事務所代表、NPO法人山科醍醐こどもひろば前理事長）も参考人として、学校やNPOの現場で関わってきた子どもたちの実態について発言しました。

社会的に期待されています。中3学習支援事業の目的は、学力向上や高校進学のみにおかれるわけではありません。子どもたちが家庭の経済力にかかわらず、将来を前向きに展望できるようにすることや、自らの力で生き方を切り拓くための意欲や希望を持てるようになることが重要だと、私たちは考えています。

6月からは、新たに左京区でも中3学習支援事業が始まりました。これで、9か所の拠点となります。こうした拡大の背景には、中3学習支援事業に子どもたちを送り出す福祉事務所の熱意があります。子どもたちの学びや進路をサポートしたいという福祉事務所の皆さんの紹介があつて初めて、この事業は成立します。伏見福祉事務所で窓口役の黒澤英昭さんは、「進学率など目に見える成果はもちろんです。居場所機能など目に見えない成果もあると思っています」と言います。黒澤さんは昨年度、社会人大学院生として『貧困の世代間連鎖に立ち向かう学習支援の取組』という論文をまとめ、子どもを支える地域ネットワークの構築や、大学との連携を、現場の視点から提言されました。

これに呼応するように、中3学習支援事業から派生した、さまざまな新たな展開が徐々に見られるようになってきました。たとえば、山科区のある中学校では、学校連携・地域福祉型による学習支援プロジェクトがスタートしようとしています。このプロジェクトは、山科青少年活動センターと

## 昨年度中3学習支援事業 実施状況

	合計
実施回数	385
登録人数	107
のべ参加人数	1,820
ボランティア参加のべ人数	2,133

※上記は、昨年度中3学習支援事業を実施した北・伏見・山科・南・洛西・中京・醍醐・右京における実施状況です。  
※「登録人数」「参加人数」は、当事業への登録・参加中学生数。



ともに山科区社会福祉協議会、山科醍醐こどものひろばが発起人を務め、地元自治会や学区社協、民生児童委員会、大学などの協力を得て、地域の力を結集した新たなモデルの学習支援を実施しようとするものです。これは、多様な人や世代で形成される地域のつながりを強めることへと、テーマを広げることができます。社会福祉協議会や地域の関係者からは、このプロジェクトが地域づくり、福祉のまちづくりにつながる、という声をいただいています。

また、中京青少年活動センターの中3学習支援事業で活動する「学習支援団体 Apolon」の大学生は、学校支援ボランティアとして府立高校の現場に入り、高校生への学習支援にも取り組み始めました。代表の赤野洋史さんは、「学校の赤野洋史さんは、」学校になかなか馴染めない子や、学ぶことの意味を見出せていない子を、しっかりサポートしていきたい」と意気込みを語っています。

さらに今夏には、京都市母子寡婦福祉連合会が京都府の補助金を受けて実施する「夏休み学習会」が、北青少年活動センター・山科青少年活動センター等を会場に実施されます。小学生が対象に含まれるなど事業の枠組

みは異なりますが、学習支援にかかわる機関どうしの連携が実現しました。同連合会事務局の三宅慶子さんは、「親子で参加する日も設け、子どもだけでなく、日々忙しく孤立した子育てになってしまいがちな親にとっても、交流や情報交換ができる場になれば」と、この事業の趣旨を説明しています。小学生やその親の世代は、日ごろ青少年活動センターを利用することの少ない層ですが、だからこそ私たちにとっても、新たな広がりや可能性を持てる機会だと捉えています。この事業は今年度、冬休み、春休みにも実施される予定です。

中3学習支援事業は2015年度から、新たに成立した生活困窮者自立支援法の枠組みへ移行します。社会の注目や関心が高まるとともに、新たな法制度が整備され、施策も移り変わっていくなかで、真価が問われる一年になります。

